

## ○行田市ふるさとづくり事業補助金交付要綱

令和4年9月15日告示第278号

### 行田市ふるさとづくり事業補助金交付要綱

行田市ふるさとづくり事業補助金交付要綱（平成25年告示第84号）の全部を改正する。

#### （趣旨）

**第1条** この要綱は、行田市ふるさとづくり基金条例（平成元年条例第3号）に基づき設置する基金からの繰入金を財源として、本市の魅力あるまちづくりに資する事業に対して実施する行田市ふるさとづくり事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 日本遺産構成資産　日本遺産認定ストーリーである「和装文化の足元を支え続ける足袋蔵のまち行田」の構成資産に認定された文化財建築物をいう。
- (2) 足袋蔵等歴史的建築物　築50年以上経過している足袋蔵等の建築物であって、歴史的又は文化的な価値を有する外観的特徴を備えたものをいう。ただし、利用目的が政治又は宗教に係るものを除く。

#### （補助対象事業）

**第3条** 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 日本遺産構成資産等建築物改修・活用事業　日本遺産構成資産の所在地又は行田地区若しくはその周辺で行う日本遺産構成資産又は足袋蔵等歴史的建築物を改修し、その建築物を対外的に利活用する事業
- (2) 歴史的まち並み景観整備事業　行田地区又はその周辺で行う歴史的なまち並みの景観に調和させる建築物等の外観に係る改修等を行う事業
- (3) おもてなし・にぎわい創出事業　行田地区又はその周辺で行う歴史的なまち並みの景観に調和した建築物等の利活用のための整備を行う事業

#### （補助対象者）

**第4条** 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 補助対象事業に係る日本遺産構成資産、足袋蔵等歴史的建築物若しくは歴史的なまち並みの景観に調和させる建築物等（以下「補助対象建築物等」という。）の所有者又は補助対象建築物等を借用して補助対象事業を実施する者であること。
- (2) 市税等の滞納がないこと。
- (3) 補助対象建築物等の改修又は新設に係る工事（以下「改修工事等」という。）が市内事業者による施工であること。ただし、市内事業者では技術的に施工ができない場合は、この限りでない。
- (4) 政治的又は宗教的な活動を行っていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団又は同条第6号の暴力団員が経営に関与していないこと。

(補助対象経費)

**第5条** 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

- (1) 日本遺産構成資産等建築物改修・活用事業　日本遺産構成資産又は足袋蔵等歴史的建築物の改修に係る工事及びその設計に要する費用
- (2) 歴史的まち並み景観整備事業　補助対象建築物等の外観に係る改修工事等に要する費用
- (3) おもてなし・にぎわい創出事業　補助対象建築物等の内装に係る改修工事等に要する費用

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用は、補助金の交付の対象としないものとする。

- (1) 補助対象建築物等が所在する土地の庭、植栽等を整備するための環境整備に要する費用（補助対象建築物等の改修工事等に伴い必要と認められる附帯施設を除く。）
- (2) 補助対象建築物等の改修工事等に当たり、新たな土地の取得又はその造成に関する費用
- (3) その他市長が不適当と認める費用

(補助金の額等)

**第6条** 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 日本遺産構成資産等建築物改修・活用事業　補助対象経費の3分の2とし、2,000万円を上限とする。
- (2) 歴史的まち並み景観整備事業　次に掲げる地区に応じ、それぞれ定める額とする。

ア 八幡通り沿線地区 補助対象経費の3分の2とし、100万円を上限とする。

イ 行田地区（八幡通り沿線地区を除く。）及びその周辺 補助対象経費の2分の1とし、100万円を上限とする。

（3）おもてなし・にぎわい創出事業 補助対象経費の2分の1とし、40万円を上限とする。

2 第3条各号に規定する補助対象事業に対する補助金の交付は、同一の建築物等につきそれぞれ1回限りとする。

（事前協議）

**第7条** 日本遺産構成資産等建築物改修・活用事業に係る補助金の交付を受けようとする補助対象者は、行田市ふるさとづくり事業補助金事前協議申出書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申し出るものとする。

（1）事業計画書

（2）補助対象事業の実施予定地及び補助対象建築物等の概要

（3）収支予算書

（4）補助対象建築物等の案内図

（5）補助対象建築物等の現況写真

（6）補助対象事業に係る見積書

（7）図面（平面図、立面図等）

（8）補助対象建築物等を借用して補助対象事業を実施する場合は、賃貸借契約書の写し及び建築物等の所有者の同意書

（9）その他市長が必要と認める書類

（交付申請）

**第8条** 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、行田市ふるさとづくり事業補助金交付申請書（様式第2号）に前条各号に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。この場合において、日本遺産構成資産等建築物改修・活用事業に係る補助金の申請者は、前条に規定する事前協議が完了した年度の翌年度に市長に申請するものとする。

（審査委員会の意見）

**第9条** 市長は、第7条の規定による申出又は前条の規定による申請があったときは、行田市ふるさとづくり事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）に付議し、意見を求めるものとする。ただし、第7条に規定する事前協議が完了した事業に係る前条の規定による申請については、この限りでない。

(審査委員会の組織等)

第10条 審査委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 副市長
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 公募の市民
- (4) 市職員

3 審査委員会の委員長は、副市長の職にある者をもって充てる。

4 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代理する。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(審査委員会の会議)

第11条 審査委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、原則として公開とする。

(審査基準)

第12条 審査委員会は、次に掲げる基準に基づき、補助金の交付の可否について審査するものとする。

- (1) 事業内容及び事業費が妥当であること。
- (2) 日本遺産構成資産等建築物改修・活用事業にあっては、その利活用により歴史的なまち並み景観の形成又は維持が図られるとともに、まちの活性化につながること。
- (3) 歴史的まち並み景観整備事業にあっては、その実施により歴史的なまち並み景観の形成につながること。
- (4) おもてなし・にぎわい創出事業にあっては、その実施によりおもてなしの充実又はにぎわい創出につながること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、行田市ふるさとづくり基金条例の設置目的である個性的で豊

かなふるさとづくりの趣旨に適合していること。

(補助金の交付の決定等)

**第13条** 市長は、審査委員会の意見があったときは、当該意見を尊重し、予算の範囲内において補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、行田市ふるさとづくり事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。この場合において、市長が必要と認めるときは、補助金の交付に条件を付すことができる。

(変更申請等)

**第14条** 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、交付申請の内容に変更（市長が認める軽微な変更を除く。）が生じたときは、行田市ふるさとづくり事業補助金交付変更申請書（様式第4号）に、変更の内容が分かる書類を添えて市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、交付決定の内容の変更を決定したときは、行田市ふるさとづくり事業補助金交付変更決定通知書（様式第5号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

**第15条** 交付決定者は、補助対象事業を中止しようとするときは、速やかに行田市ふるさとづくり事業補助金交付申請取下げ書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

(実績報告)

**第16条** 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、行田市ふるさとづくり事業実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 収支決算書
- (2) 領収書及び内訳書の写し
- (3) 完了後の補助対象建築物等の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

**第17条** 市長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の額を確定したときは、行田市ふるさとづくり事業補助金確定通知書（様式第8号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

**第18条** 補助金は、前条の規定により確定した額を補助対象事業が完了した後において交付するものとする。ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めたときは、補助対象事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 交付決定者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、行田市ふるさとづくり事業補助金交付請求書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて市長に請求するものとする。

（1） 行田市ふるさとづくり事業補助金交付決定（却下）通知書の写し又は行田市ふるさとづくり事業補助金交付変更決定通知書の写し

（2） 交付決定者名義の通帳、キャッシュカード等の写し

（3） 交付決定者の本人確認ができる書類の写し

（財産処分の制限）

**第19条** 建築物等の所有者及び借受人は、当該補助対象事業に係る改修工事等の完了の日から起算して10年間、補助対象物を補助金の交付趣旨に反して使用し、外観を変更し、譲渡し、交換し、貸し出し、除去し、又は担保に供してはならない。ただし、緊急やむを得ない理由がある場合その他特に市長が認めるときは、この限りでない。

（事業内容の変更）

**第20条** 日本遺産構成資産等建築物改修・活用事業を実施する交付決定者は、当該補助対象事業に係る補助対象建築物の対外的な利活用を行う事業において、その事業の内容を変更しようとする場合は、行田市ふるさとづくり事業内容変更協議申請書（様式第10号）により、事前に市長と協議を行うものとする。

2 前項の協議に当たり、市長は、行田市ふるさとづくり事業の趣旨に反しない範囲での変更であると認めるときは、事業内容の変更を承認するものとする。

（補助対象建築物の管理）

**第21条** 建築物等の所有者及び借受人は、補助対象建築物の適切な維持管理に努めるものとする。

（事業成果等の報告）

**第22条** 日本遺産構成資産等建築物改修・活用事業の交付決定者は補助金の交付を受けた後10年間、歴史的まち並み景観整備事業又はおもてなし・にぎわい創出事業の交付決定者は補助金の交付を受けた後2年間、その活用実績等に関して、行田市ふるさとづくり事業実施報告書（様式第11号）に実施した事業内容が分かる書類を添えて市長に提出するものとする。

2 前項に規定する報告書の提出は、市長が適當と認める場合は省略することができる。

（是正の指示）

**第23条** 前条に規定する報告を受けた場合において、実施内容に是正が必要と認められるときは、市長は交付決定者に対して是正を指示することができる。

(交付決定の取消し)

**第24条** 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 第4条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (4) 第19条の規定に違反したとき。
- (5) 前条の規定による是正の指示に従わないとき。
- (6) 補助対象者の責に帰すべき事由により補助金の交付ができないとき。

(補助金の返還)

**第25条** 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該交付決定者に対し、既に交付した補助金の返還を命じることができる。

(その他)

**第26条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の行田市ふるさとづくり事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の補助金の交付の申請について適用し、同日前の補助金の交付の申請については、なお従前の例による。